

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【6】」

2. 日時：令和5年9月21日（木） 13時15分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、西野室長補佐、田邊係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ グループ長 他9名（うち4名◎）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機設計及び工事の計画の認可申請（電線管内ケーブルの系統分離対策）に係る確認事項
- ・資料2 川内原子力発電所1号機及び2号機玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】
- ・資料3 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「川内原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）
- ・資料4 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	江藤原子力規制庁の西内です。それではこれから川内原子力発電所 12 号機と玄海原子力発電所 34 号機の火災防護対策における系統分離対策、
0:00:11	の変更に係る設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	それでは前回先週ですかね、のヒアリングを踏まえて、事実関係を整理したものが今回はタシロ提出いただいていますので、まず資料 1 の説明を九州電力の方からお願いします。
0:00:29	はい九州電力の原です説明させていただきます。
0:00:33	お配りしている資料の①、
0:00:37	そのうち確認事項の 69 番の方からご説明させていた
0:00:43	69 番確認事項を読み上げます。
0:00:47	3 層短絡時の電流実効値を、3 層短絡時の時、電流実効値を用いて評価することが、電流平均値より保守的な、
0:00:57	評価となることを記載することというふうに確認事項をいただいております。これにつきまして回答は、
0:01:07	電流実効値と電流併記
0:01:10	どちらが保守的か。
0:01:12	評価はございません。
0:01:15	保留。
0:01:16	の場合ですね制限、交流電流値がですね制限派の場合は、平均値と実行値の間に平均値＝実効値掛ける 0.9 の関係が、
0:01:28	成り立ちます。そのため、どちらの方が保守的かというものではございません。
0:01:36	資料のほうの記載はですね
0:01:40	資料の②の方の通し番号の 142 ページの方に、
0:01:45	少し記載をさせ
0:01:50	142 ページ目の下から 4 行目のところにですね、
0:01:55	悪の
0:01:57	量は悪の電圧単相短絡。
0:02:00	放置遮断時間からもっと、
0:02:06	熱量の、
0:02:09	計算値が熱量＝アーク電圧、
0:02:12	×、酸素短絡電流の平均値×遮断時間。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	#NAME?
0:02:31	電流の平均値と実効値のところにコンマ 9 掛けるか否かという違いがわかりやすいように、
0:02:38	書き換えて、
0:02:39	次の
0:02:40	日に、
0:02:42	100、
0:02:43	43 ページですね 143 ページの最後の方に米印の方、飛ばしておりました、
0:02:50	※1、アークの熱量の計算式についてはですね、
0:02:55	電力給与研究報告。
0:02:58	所の方ですね
0:03:01	高圧電源場における高エネルギーアーク。
0:03:04	少し括弧ヒーフの火災、
0:03:07	評価試験より引用させていただいているということ、
0:03:12	改めて記載させていた
0:03:15	続きまして確認事項の 70 番の方で説明。
0:03:22	確認事項
0:03:35	こちら、通し番号の 147 ページの方に記載を、
0:03:40	いただいております。
0:03:47	100 なん。47 ページが、ケーブルのね、自己消火性に関する資料となっております、こちらが一番上のところにですね、アイトリ古いの垂直トレイ。
0:03:58	燃焼試験はケーブルの延焼性を確認する試験であるが、試験内容は、バーナーの燃焼を停止、そのまま放置して、
0:04:07	ケーブルの燃焼が自然に停止したならば試験を終了するとしており、
0:04:12	燃焼が自然に停止することを確認していることから、試験に合格したケーブルは自己消火性があると置き換えることができるという文書を加えさせていただいております。
0:04:24	またこのページの下の方、
0:04:28	下から 7、6 行目ですね。ただし、アイトリ古い垂直トレイ燃焼試験のケーブルに、
0:04:39	加えられる熱量を下回っていることから、ケーブル被覆が着火しても、自己消火することがわかる。
0:04:46	上記の結果から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	火災防護対象ケーブルにおいて最も
0:04:52	熱量方が大きい
0:04:58	燃焼試験でケーブルに加えられた熱量よりも小さく、火災防護対象、火災防護対象ケーブルは自己消火性を満足することを確認したと。
0:05:09	最後の文章の方を少し修正させていただいております。
0:05:15	続いて確認事項が 71 の方説明させていただきます。同じく、
0:05:21	ケーブルの自己消火性を説明する資料の最後の方に、残炎時間に関する資料を以前付けさせていただいて、
0:05:30	残炎時間に対してアイトリプルームの試験に合格しているのであれば、明示する必要はないと思うが、削除することもし、説明上必要であれば、その旨がわかるように、
0:05:42	いうふうに確認
0:05:45	検討
0:06:02	自体をすべて削除させて
0:06:08	最後、確認事項の 72 の方、
0:06:17	選んだ
0:06:18	理由をきちんと
0:06:21	ダイソー及び初期温度、
0:06:22	もう
0:06:28	こちら、
0:06:33	3 番 104 番の方。
0:06:35	2、
0:06:37	記載させていただいております。
0:06:44	まず、すみません前回から変わったところといたしまして前回はですね玄海 3 号の一つの部屋を最も
0:06:53	狭いと。
0:07:07	企業、
0:07:16	面積で見たときには、前回の玄海の方が狭い、嫌だ。
0:07:29	半分
0:07:30	程度の部屋
0:07:32	じゃ
0:07:34	川内川もですね限界でほぼ同じぐらいの天井の高さだったんですけれども、よくよくあの 2 人、
0:07:46	天井の形状が少し限界で、
0:07:54	この低い

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	の
0:07:57	天井の高さ、
0:08:05	吉武
0:08:07	部屋の高さが約半分になっておりまして、評価の温度が少し上昇しております。本合奏自体の温度はですね、
0:08:21	方の表に、
0:08:22	書いて
0:08:28	限界分でお出ししていた
0:08:36	保証温度、
0:08:37	十分小さい値となっております
0:08:49	確認事項の方に戻る
0:08:51	部屋の、
0:09:02	表の 6-1 の、
0:09:04	米印。
0:09:08	まず、
0:09:09	初期温度コミューンがついてると。
0:09:13	は、
0:09:14	元が、
0:09:21	また、
0:09:23	アベの扱いについて、
0:09:38	以上、アベの
0:09:46	最後にですね。
0:09:53	コンクリートとの、
0:10:01	小学校の評価の条件についての説明は以上となります。
0:10:08	ここまでで一度説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。
0:10:14	はい。規制庁西内です。コメントの 69 から 72 ですかね、に関して規制庁側から何か確認点ありますでしょうか。
0:10:27	浅井対策室のサイトウ。
0:10:29	69 番から 71 番。
0:10:33	デブ
0:10:34	ミツイ
0:10:36	させていただける
0:10:38	まずえっと、
0:10:39	19 番の話については、今の説明でロジック的なところについては、概ね、鳥飼

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:48	できました。
0:10:49	で、
0:10:50	それを明示していただいているということについて、
0:10:55	形にしたということについても理解はしました。あと表記の問題だけなんですけれども、
0:11:03	ここの 142 ページの熱量って書いてあるところ他のところだと、アーク熱量って書いてあるんですけれども、
0:11:11	ここはどっちにする、どっちなんですかねという、表記大きいだけの問題なんですけどね。例えば、143 ページの※1 のところにアーク熱量って書いてあるように、阿久根ツカベ
0:11:23	で式のところには熱量とか、
0:11:25	とだけ書いてあるんですけど
0:11:27	評議員。
0:11:28	指してるものは同じだとわかっているんで、表現ぶりだけ、とりあえずちょっと見といていた。
0:11:38	周知しました。
0:11:39	九州電力田原です 142 ページの式につきましては、アーク熱量として記載させていただきたいと思います。
0:11:53	3 ページのすごい細かい話なんですけど、※1 のところでさっきあえて読み飛ばされたのはわかってはいるんですけども、これ下記の通りって、
0:12:01	書く必要ないですよという確認だけ
0:12:04	こちらの方も廃棄体を修正させていただき
0:12:10	火災対策室のサイトで、
0:12:13	70、70 番と 71 番については、
0:12:17	147 ページのところ、
0:12:21	だと思ってて 71 番のところは整理されたということなので、これについては私からは理解しました。だけですと、
0:12:29	70 番のところなんですけれども、概ね考え方について、
0:12:35	はきちっと書いていただいたので理解はしたんですけども、
0:12:42	的な表現的なところだと思っていますけれども、
0:12:46	結局今回の話では先ほど確認させていただいた、開く熱量要は一時的に、
0:12:53	発生する悪熱量だからこのロジックが成り立つと。
0:12:57	いうところが、多分そうなんだろうとは思っているんですけども。まずそういうことでよかったですよねと。要は開く熱量が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:06	要は遮断されるまでに、
0:13:09	付加される。
0:13:10	医療、
0:13:11	に対して自己消火性があるということでよかったですよね。
0:13:15	はい。九州電力の話でご認識の通りです。
0:13:20	はい。火災対策室の齋藤です。アノという共通理解だということを前提にして、
0:13:27	どっちかだ、どっちかでいいんですけど一番最初に 147 ページの 1 段落目のところで、
0:13:36	3 行目のところにバーナーの燃焼を停止してねん、ケーブルの熱燃焼が自然停止したならば試験を終了するとしておりって書いてある。
0:13:47	その後ぐらいに、今回の笠伊井が発生する条件がアークネットワーク延焼によるものなのとか、
0:13:57	1 泊燃焼によるもので一時的なものだからというふうに書くのか、それとも、最後から二つ目の段落のところのただし書きのただしって書いてあって、これ本当はただし書きじゃないですか。ただし、ただし何ただし、
0:14:12	IAAAの 383 の熱量、佐橋さんのケーブルに加えられる熱量を下回ることからのところで、今回の
0:14:23	今回の対応に係るケーブルで、アーク熱量に、
0:14:28	よりケーブルがケーブル被覆が着火しても、みたいな形で、要は一時的な
0:14:34	ものですよというそれに対して検証したんですよということをですね、明記いただきたいんですけどもそれはよろしいでしょうか。
0:14:44	はい。九州電力の原です。周知しました。一時的な、に発生するアーク熱量、
0:14:51	のみ、
0:14:52	と比較して
0:14:56	自己消火性があるということをわかるような記載に修正させていただきたいと思います。
0:15:01	火災対策室の齋藤です。比較してというのを、今回のこの火災が発生する一番保守的な保険が、一時的、要は一時的に継続的に与えるものではなくて、
0:15:14	ホアシアノ。
0:15:15	要は遮断されるまでに与えられる一時的なものだからと。
0:15:20	ということが多分みそだと思うんですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	そういうところをちょっと、きちっと表現いただければと思いますけども、その認識で大丈夫でしょうか。
0:15:29	はい承知しました。その内容で修正をかけさせていただきたいと。
0:15:33	はい。
0:15:35	田井対策室の齋藤です。私からはこの部分については以上です。
0:15:42	規制庁西内です。他に皆さんからここまでの範囲何かありますか。
0:15:48	よろしいですか。1点だけ104ページのFDSの要は
0:15:56	系統分離対象に火災影響与えないよってということの、商務証明というか、確認をしているところ条件を仙台。
0:16:06	変更させたって話だったんですけど、これ次、補足説明はこれまとめて出してもらってるのであれですけど、申請者としてはどういうイメージなんですかね。
0:16:16	要は玄海の中で川内の各条件でやるっていうそういうイメージになるんですか。要は現在の妥当性を玄海における設計の妥当性として確認したときに、それは川内の条件で、確認した結果として記載をするっていう形になるんですかね。
0:16:31	いや考え方だと思っていて結局
0:16:35	ちょっと聞き方があれだったと思うんですけど。
0:16:38	結局これはどういう意味で保守的だっていうふうに言おうとしてるのかっていうのが例えばですけど、あるは、今やろうとしているプラントにおいて、最小の区域区画の条件でやりましたっていう保守性なのか。
0:16:51	考え得る最初の方として、仙台の例から持ってきた考え、プラントにおける最小のって意味の保守性ではなくて、考える最小の実現性というか、現実性のある、
0:17:04	条件としてモチギかっていうどっちの説明になるんですか。
0:17:08	はい。九州電力の花田です。後者。
0:17:11	の説明。
0:17:13	として整理させていただいております。
0:17:17	規制庁西内ですわかりました申請書でどこまで記載されるのかちょっと補正で多分最後確認をすることになると思いますけど、そういう意味ではあれですね。
0:17:24	玄海の申請書においても記載する時には考え方として仙台の
0:17:31	火災区域区画の条件っていうものを、その保守的な値条件として設定をして、確認をしているってというような説明を、
0:17:40	考えているっていうそういうことですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	はい九州電力の羽田です。ご認識の通り、
0:17:49	規制庁ニシウチですわかりました。
0:17:51	ちょっと
0:17:54	今説明いただいているような内容がわかるように米印書いといていただいてもいいですか要はこれ結局仙台の説明の限界の説明なのっていうのがよくわからなくなっちゃうんですよね。
0:18:08	ページの方には、そこそこ近いほど、
0:18:13	2行目からで、
0:18:15	玄海川内で最も
0:18:19	狭い。
0:18:23	理解しましてありがとうございます。はい。じゃ、結構ですありがとうございますました。
0:18:28	はい。
0:18:30	よろしいですかねここまでの範囲は、続けてコメントリストの保安規定の方ですかね。はい。
0:18:38	九州電力の方からまた説明してください。
0:18:45	はい、すいません九州電力のサノsoの規定のほうをご説明させていただきたいと思います。
0:18:50	資料は1で資料1の6ページ目になります。ナンバー3からNo.8の確認事項について、一通りご説明させていただきます。
0:19:02	ナンバー3の確認事項についてですが、これは原子炉の安全確保に必要な資機材っていうのが可燃物っていうのが、ちょっと読み取れないっていうご確認だったと思いますので、
0:19:15	資料3の、
0:19:17	通しで言うと645ページをお願いします。
0:19:23	資料3の45ページのところなんですけども、こちらが補足説明資料で可燃物の持ち込み管理等について運用を詳細に、
0:19:33	記載してるところになりますが、その一番下のところなんですけども、本資料では、この規定に定めた可燃性物質の持ち込み管理の運用について具体的な管理方法等を説明するというふうに、
0:19:45	最初の頭の方に、この資料的な可燃物の持ち込み管理を、
0:19:50	説明してるんですよというのを、わかるように記載させていただいております。
0:19:55	続いてナンバー4です。可燃物の発熱量管理について、現用と今後の運用について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:04	もうちょっと詳細に、
0:20:07	記載することといったものがありましてこちらが、
0:20:14	と同じく資料 3 の 53 ページをお願いいたします。
0:20:23	資料 353 ページ(2)火災防護対象ケーブルに、
0:20:28	火災による影響をさないもの、こちらで支社の方に朱書きしてるんですけども、そう発熱量管理については現運用において防災課長が申請された持ち込み可燃物をリスト化して管理しており、
0:20:40	保安規定適用後においても同様に、リストで管理するものとするといったふうに、現運用と今後の運用というものを書かせていただいております。
0:20:51	続いて、ナンバー5。
0:20:56	藤野瀬資機材を持ち込み可燃物、
0:20:59	総発熱量管理の中に含めるのかといったところになりますが、まず最初に、ごめん、確認事項リストのほうでご説明、回答欄の方でご説明させていただくんですけども、
0:21:11	増設資機材については、超えるべき固定化債権として扱う場合は、
0:21:17	し、現在申請中の設工認申請におけるハ項において、火災防護対象ケーブルに影響を与えない設計としているD層発熱量管理の対象としておりません。
0:21:30	一方では港において考慮すべき固定化債権として扱わない溶接資機材については、まず全提出の措置ができないものについては、総発熱量管理の対象としておりまして、
0:21:41	こちらなんですけれども同じく資料 3 の P9 ページ目になりますが、志垣では書いていないんですけども先ほどご説明した赤字の上のところになります脇のところです。
0:21:55	なおそう発熱量については固定化債権としない安全性物質のうち、そのシマ度に強いと。
0:22:01	容量または金属製の箱等の筐体に収納する等の措置いずれも、いずれの施設も講じることができないものを総発熱量に含めることとするというふうに記載しております。
0:22:13	で、
0:22:15	しております。で、
0:22:20	続きまして、今南波 6 持ち込み可燃物の管理のうち除外規定のようなものがあるのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	先日のヒアリングでは受けた具体例として紙 1 枚まで管理されているのかといった、確認もありましたが、ご回答としては持ち込みする可燃性物質のうち改良キシダについては紙 1 枚まで総発熱量の管理の対象というふうにしております。
0:22:44	ただし作業中資機材というものは常に作業者の監視のもとにありますので、こちらについては総発熱量管理を実施しないこととしております。
0:22:57	続いてコメントNo. 7 になります。菅主任の役割について、
0:23:03	対象者であったり監視内容がわかるようにといったことで、
0:23:08	こちら、まず資料 1 の、
0:23:11	ハマダの回答欄でご説明いたしますね。
0:23:15	加工における監視人の設置っていう設置は、作業中式に対して火災の早期感知だったり、消火を実施するための措置ですね。
0:23:25	基本的に作業中資機材っていうのは運転員の巡視であったり保修員の点検等の帳票を指しているものなので、監視人というものは原則作業に自体のことを指しております。で、
0:23:38	前回のヒアリングの際に、この規定は別のところで書き作業時の関心と言ったところ、
0:23:45	と比較してどうなのかといったお話もあったと思うんですけども、秋作業時に設置する監視員の役割っていうのは、作業が違って溶接等の火気作業を原因とする。
0:23:55	火災の早期感知及び消火等を、
0:23:59	監視する役割といったものになっております。で、
0:24:04	こちらについても、
0:24:08	補足、申し訳ありません資料 3 の PP51 ページに、P51 になるんですけども、
0:24:17	赤字で監視認定ナカセ生物を持ち込むものを含む、監視するものっていうものを、
0:24:24	指しているっていうのをご説明当初書きで記載させていただいております。
0:24:30	という、
0:24:32	保安規定では最後になりますけども、8 番目、巡回者の巡拝というものは、シート養生と措置がされた仮置き資機材の火災の確認必要があるので巡回者の数、
0:24:45	前回の指定について記載を充実、
0:24:49	することといったものがありましてこちらについても資料 3 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:55	資料 3 の、53 ページ通しで 53 ページをお願いします。
0:25:04	こちらいろいろ電気機器はこういうものをミナミますフジタ声も伸びますっていうふうに書いているんですけども、その他火災区域区画内の状況全般といったところで、
0:25:15	赤容器資機材を含めた、火災区域区域内の設備のヨウイシュウ震動漏えい以上の発熱等がないことを確認すると。
0:25:24	記載を見直して、中のものまで、各状況を確認する、することがわかるように記載を見直させていただいております。保安規定側の確認事項率に対するご説明は以上となります。
0:25:44	規制庁西内です。
0:25:48	藤規制庁側から何か確認事項ありますか。
0:25:56	ちょっと幾つか私から、何。
0:26:04	等、
0:26:10	資料の通しの 51 ページですかね。
0:26:20	藤。
0:26:23	結局監視人は、
0:26:29	等、
0:26:36	関心は結局誰かっていうとですよ。
0:26:44	まさに保守点検作業をやってる人が関心になることもあるってことなんすか。
0:26:54	九州電力様です。その通りです。そう。そうなります保守点検作業をやってる方自体が関心にもなります。はい。
0:27:02	圧倒とか考え方だけなんですけど、結局関心わあ、
0:27:11	笠井の相馬小のコメント回答でもいただいている火災の早期感知及び消火をすることが目的な人なんですよね。で、
0:27:18	何か例えば、この間、すいませんすいませんちょっと最初の説明の時に僕は聞き漏らしたら申し訳ないんですけど、
0:27:25	結局何か点検作業とか何かされなんか作業やってますと、
0:27:29	その作業やってる人がその監視員だっていう時にその人が作業や、
0:27:33	使っていないようなものを、例えばですよその人の見えないところ資格の範囲内に、
0:27:40	というかその人の人がそのまま使っていないものを、
0:27:43	を持ち込んでるんだったら、その人って監視できるんですかね常についていうそれだけなんですけど、要はほったらかしにならないですかという確認だけしたいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:54	そのタカハシできる実現性って言えばいいんですかね。
0:27:58	それは例えばですけど、
0:28:02	例えば溶接作業とか、
0:28:04	あそこわかりやすい例でいうと、溶接作業みたいになんか車すでに作業員、作業員がその作業とか、
0:28:10	つきつけ気になる場合、
0:28:12	その作業から手が離せなくなる場合って絶対あるとあっていて、
0:28:16	そうした場合は、要は溶接作業中、もちろん溶接機器資機材、もう可燃性物質とか派遣とかになると思うんですけど、一方でもちろん資機材は必要で、
0:28:26	それはその間例えば周辺に置いときますよね。
0:28:30	その状態とかは別の人が監視するっていうことになるんですかね要は常に誰かしらが監視できるような状態をとるで、例えばですけど、その帳票とかを持っていく場合には、それがまさに可燃性物質だから、持ってくるもの1カサブ責任持ってやります。
0:28:44	とそういうそういうことを言いたいっていうことなんですかね。
0:28:48	九州電力さんですすいません先ほど言っていたいただいた通りの内容となっております。
0:28:54	規制庁西内ですわかりました。ちょっとスミダ常時監視を行う者っていうのが、可燃性物質を持ち込む者を含む、
0:29:04	だから、作業員、だから、
0:29:12	ちょっと言い方が難しいですね作業員がっていう場合もあるんですよ。そんな時は作業員がっていうのはちゃんと
0:29:19	常時監視できるかどうかをしっかりと確認しているっていうそういう理解でいいんですよ。
0:29:38	すいません。休職されちょっと回答になってるかわからないんですけども、先ほど自体が行う場合は、
0:29:45	回答の例とかで出していたら、運転員の巡視とか、
0:29:50	というものになるので、常に、
0:29:53	作業作業員とか準強い純真って言ったらか。
0:29:59	うん定員、
0:30:00	図帳票を持ってる運転員が関心になって常に、自分が持ち込んでいる可燃物といったものは、
0:30:10	管理、監視を行うといった運用になるものと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:15	規制庁西内ですわかりましたよと。ちょっと例示だけ書いておいてもらってもいいですか。いわゆる、
0:30:24	いわゆる作業員。
0:30:26	自身が、
0:30:27	関心になる場合ってこういう場合で、
0:30:31	逆になれない場合、慣れない場合にならない場合なのかわからないですけど、何か大きく二つ事例例示だけ書いておいてもらってもいいですかそれで多分常時っていう趣旨がこういう趣旨だよっていうのは明確にあると思うんですよね。
0:30:42	例えばですけど、
0:30:45	作業員とは別に、必ず設けますっていうのは一つわかりやすい固化回答だと思うんですけど、多分説明を聞いている限りそうではなくて、
0:30:54	ということなのでちょっとその二つの例示をちょっと簡単にで結構ですの でというか、今まで聞いている範囲で、多分書いただけだと思うのでそれだけ ちょっと充実しておいていただいてもいいですか。
0:31:07	はい、九州電力様で承知しました。
0:31:11	はい。よろしく申し上げます。
0:31:14	あとは、
0:31:25	ちょっと待ってくださいね。
0:31:33	の具体的なその持ち込みを管理する。
0:31:36	いややり方の、
0:31:38	ところですかね 53 ページかすいません。
0:31:45	この実際の、
0:31:47	リストとかって、
0:31:49	何か抜粋とか難しいですか。
0:31:53	この防災課長が申請された持ち込み可燃性物質リスト化して管理して おりっていうそのリスト化されてるものの抜粋とかって難しいですか。
0:32:00	要は、ちょっとどういう情報をリスト化していて、どういう管理をしている のかっていうイメージをもう少し幾つか見たくて、
0:32:07	それはこの間のヒアリングの中でもこういう情報っていうのは口頭でも 確認したんですけど、要はリスト化しており管理 1 人だけではなくてどう いう情報をついていうところを含めて、一番わかりやすいのはもう今管理し てるものを抜粋して 1 枚つけてもらえばそれで市としては十分かなと思 ってたんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	それはバスではなく難しくってということであればちょっと言葉でそういった情報も補足してもらえると助かります。
0:32:28	そのあとも今やってる話なのであれば、今やってることがわかるように、イメージつくように書いといてもらえればと思うんですけど。
0:32:36	九州電力様ですちょっとRIS
0:32:39	あとはですね難しいと思ってますので、どういったものを、どういった項目といった項目、何を発熱量であったりとかって思うんですけど、どういった項目を、
0:32:52	管理していくのかっていうのを、ちょっと言葉で、補足説明資料に追加したいと思います。以上です。
0:33:01	はい。規制庁の西内です。そうですね少なくともどういう管理をしてるのが具体的にわかるようにちょっと書いといてもらえればと思いますよろしくお願いします。
0:33:15	とりあえず以上。
0:33:18	どうですかね。
0:33:22	ようかな。
0:33:24	はい。
0:33:26	はい。
0:33:29	というところをちょっと充実しておいていただければと思いますよろしくお願いします。
0:33:42	大隈さんももう1個だけすみません。
0:33:43	どうあれ結構
0:33:47	紙1枚も含めて、
0:33:50	管理しています。
0:33:53	でも、作業中資機材は、
0:33:56	管理はしませんって言うてるんですよ。
0:34:00	そういう意味ではこのリストって言うてるものは、
0:34:05	この現運用においてもリスト化して管理しているっていうのはこれは作業中資機材も含めて管理するんですけど。
0:34:14	九州電力様です。こちらについては仮置資機材ですね作業方もその場に置いていかない、置いておかなくちゃいけないもの、そういったものになります以上です。フジタニシウチですアノで作業中資機材を管理していないってことなんですか。このリスト化し管理の中に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:29	多分あれですよ作業中資機材も申請はされるんですよ。でも、リスト化して管理しているっていうこいつにはそれは入れてないってそういうことなんですか。
0:34:39	九州電力さんですご認識の通りである総発熱量管理っていった言い方がいいのと、いいと思うんですけどそういったものには作業中資機材は入れておりません。ただ、
0:34:50	どういったものを持ち込むのかとかっていったものは、関心を立てて、防災課長が関心を立てていること等も含めて防災課長が確認する申請を上げることになっております。以上です。
0:35:03	規制庁西内ですそうするとやっぱり言葉がちょっとあれかなと思っていて、7 ページ名 53 ページ目。
0:35:09	同だと現運用において、防災課長が申請された持ち込み可燃性物質を書いていて、これ、作業中資機材とか獵期両方入るんじゃないでしたっけ。
0:35:19	九州電力佐野です申し訳ない、ごさいません。ちょっとそうですねこちらは表現を見直して、仮置資機材といった表現に見直させていただきたいと思えます。で、逆にちょっと質問はそういう作業中式が作業中式でちゃんと申請されるわけですよ。
0:35:34	で、ただこういったリスト化して管理っていうのを現行今やっているのは、あくまで、その場に残置してある者たちについての管理をしてるんだってということなんですかね。
0:35:45	九州電力様です。その通りでございます。
0:35:49	ちょっとそうですねそういったことがちょっとまずわかるように書いて欲しいっていう、そういう意味ではちょっといろいろやっぱりこの現運用においてっていうのと、今後もこうやるよっていうところの記載がちょっとですね薄くて、
0:36:00	薄いのとちょっと言葉の定義が曖昧なので、少しそこをもう少しわかるようになっていうところですね。
0:36:06	はい。そういう意味で、リストそのものじゃなくてもいいので、何かイメージ図とかでもいいんですけどそういったものがあつた方がやっぱり著名かなって気はしますねちょっと性どこまで書けるか、どこまでかかも含めてご検討いただいて明確にしておいてもらえればと思います。
0:36:22	九州電力様です。承知しましたはい。資料の方検討させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:28	よろしく願いますで、あくまで、別に作業中資機材を管理していないわけではないんですよ。だからそこら辺は誤解を与えないような資料にしといてくださいってことですかね。
0:36:39	あくまでリスト化管理しているのだけは仮置資機材の方であってってそういうことだと思っているので、
0:36:47	はい、九州電力様です。一応、資料3の、
0:36:50	51ページの方で、ただし書きにはなってるんですけども、作業中宿題っていうものに対しても、申請等から防災課長が管理するといったものは、記載させていただいておりますので、あとは、
0:37:03	総発熱量管理の対象に含まれないっていうのをもうちょっとわかるように記載させていただきたいと思います。以上です。
0:37:11	はい。規制庁西内です。
0:37:14	はい。そうですね。はい。よろしく願います。
0:37:18	それ、
0:37:26	はい。
0:37:33	あとはあと1個だけか
0:37:37	50、
0:37:42	53ページか同じページ
0:37:44	2ページの、このなおそう発熱量についてはこういうものを総括に含めますって言っていてこん中で、
0:37:51	その通電の停止、または不燃シートで養生または金属の箱等の筐体、
0:37:57	等のいずれの措置も講じることができないものを創発料に含める、これ逆に言うと、
0:38:02	これらの措置が講じられていれば赤羽いずれかの措置が講じられていれば総発熱量に含めないっていうことだと思うんですけど。
0:38:10	それが意味するところろうなんですけど、
0:38:14	これ私の理解としては、これ結局チームを積もれば山となるよねっていうそういう話から来てるそう発熱量の話だと思って理解していて、
0:38:24	要は単体で、それ単体では、影響を与えないそれOKだよと。
0:38:28	ただ一方で、
0:38:31	それらが他の同じ同じ類の固定化債権としないものと、
0:38:37	結局付近にそれらがあって、で、
0:38:45	それが結局延焼しちゃった場合に、要はその条件を超えたら意味がないわけですよ。
0:38:51	ていう意味。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:56	だから結局延焼しあわないような措置ができてるものはそう発熱量には含めない。
0:39:02	要は延焼しないからと、ということだと理解してるんですけど。
0:39:06	その理解でやってましたっけ。
0:39:09	九州電力サンゴです。その通りでございます。
0:39:13	規制庁ニシウチです、
0:39:16	1回であれば、
0:39:19	通電の停止ってのは入るんですかね。いやもちろんやった方がいいことにこしたことはないんですけど。
0:39:25	例えばですけど通電停止してたら、延焼しないのかっていうと、他が葛西喜多延焼しますよね。
0:39:30	発火しないだけでツールの定修開くまで、
0:39:33	これあくまで発生防止の措置で、
0:39:36	という気がちょっとして、
0:39:41	ていうのがちょっと疑問だったんですけど、岩舟シートで養生または筐体に収納する等の措置で、イマイワダ延焼し延焼しないよっていうそういう措置って理解。
0:39:52	であればついでの停止が並ぶのがちょっとよくわかんないなと思ってですね。
0:39:56	ちょっと確認いただいて必要があれば修正いただければと思うんですけど。
0:40:11	確認いただいていただいて必要があれば結構です。
0:40:16	九州電力さんで確認して、資料の方、適切に表現したいと思います。以上です。
0:40:23	はい。よろしくお願いします。
0:40:27	これ以上かな。はい。
0:40:29	規制庁がわからないほか一応今日でもいいよ。もう全部、
0:40:33	これ以上ですよ。はい、規制庁がわからないから全体通して確認しておきたい点追加でありますか。
0:40:40	よろしいですか。
0:40:42	九州電力側からか、全体として何かありますでしょうか。
0:40:48	九州電力側からはございません。ありがとうございます。
0:40:52	ウェブ参加されてる九州電力側から何かありますか。
0:40:57	九州電力さんですWEB参加側も特にありません。
0:41:01	はい。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:04	それ、あとは一応今補正を準備を進められてると思うので、これまでの事実確認とか、
0:41:13	話も含めて、補正申請を提出いただいて、
0:41:18	まだ内容を確認させてもらって何かあればまた改めてっていう形になろうかなと思いますけども、補正準備に関しては補正時期に関しては、まためどが立ったら、
0:41:28	ご連絡をいただければと思います。
0:41:30	今日のヒアリングで幾つかちょっと資料修正とか事実、
0:41:33	する話はあると思うので、それは、
0:41:36	できたらまた提出いただいて、場合によっては補正のタイミングでまとめてでも結構ですけども、はい。
0:41:42	それはそちらがの、
0:41:44	準備状況踏まえて、ご提出いただければそれで結構です。
0:41:50	はい。
0:41:51	というところで、スケジュール感も含めて九州電力はよろしいですかね。
0:42:02	はい。九州の岩原です。九州電力側からはございません。ありがとうございます。はい。規制庁側から何か全体通してありますか。
0:42:10	はい。
0:42:11	ちょっと早いですけど今日の左側これ終了にしたいと思いますありがとうございます。ありがとうございました。
0:42:18	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。